

## 苫小牧市テクノセンター条例の一部改正（使用料及び手数料の設定）について

### 1. 趣旨

令和4年1月1日に、苫小牧市テクノセンターにフーリエ変換赤外分光光度計を導入することに伴い、苫小牧市テクノセンター条例の一部を改正するものです。

なお、条例の施行は、令和4年1月1日を予定しています。

### 2. 根拠法令

地方自治法第228条の規定により使用料及び手数料は、条例で定めることとされています。

### 3. 導入する装置

フーリエ変換赤外分光光度計(新規導入)

本装置は、赤外光を測定対象となるサンプルに照射し、透過または反射した光量を測定することで、有機系化合物の分析を行うことができます。特に短時間で分析を行うことができるため、市内の自動車関連企業、石油化学関連企業、製紙関連企業等における、有機系異物の特定、同一物質であるかの比較分析、樹脂・ゴム・塗料・油分等の材質分析などでの活用が可能です。

### 4. 使用料及び手数料について

・使用料（1時間当たり） 2,600円

・手数料（1箇所ごと） 4,800円

（同分析用サンプル内で2箇所目以降は、1箇所につき2,400円）

### 5. 導入装置の使用料及び手数料の算出根拠

導入する機器の使用料及び手数料は、所定の方法(減価償却費、動力費、指導に係る人件費等の合算)により算出しております。